

Title	大東亞戰爭勃發後の上海の金融界
Author(s)	小島, 昌太郎
Citation	經濟論叢 (1942), 55(5): 513-533
Issue Date	1942-11
URL	http://dx.doi.org/10.14989/131730
Right	
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	publisher

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號五第 卷五十五第

月一十年七十和昭

論叢

最近に於ける佛印經濟の再編成に就いて……………經濟學博士 松岡孝兒

大東亞戰爭勃發後の上海の金融界……………經濟學博士 小島昌太郎

商品群に對する需要……………經濟學士 青山秀夫

強制カルテル再論……………經濟學士 田均

時論

新豫算と増稅問題……………經濟學博士 汐見三郎

研究

有島武の經濟策論……………經濟學士 堀江保藏

說苑

分化と進歩……………經濟學士 出口勇藏

附錄

棄報

大東亞戰爭勃發後の上海の金融界

小島 昌 太郎

目次

- 一、まへがき
- 二、大東亞戰爭後の上海金融機關
- 三、舊法幣の没落と儲備券の普及
- 四、制限預金と現鈔預金
- 五、新轉帳制度
- 六、手形交換制度の變遷
- 七、むすび

一 は し が き

大東亞戰爭の勃發は、中國の金融界の情形を甚だしく變貌せしめた。殊に、上海の金融界は、最も著しい變革を受けた。嘗て述べたる如く、上海に於ては、儲備銀行券、軍票、舊法幣といふ現金通貨の流通面と、銀錢兩業聯合準備會に於ける領用制度による同業匯割の形に於ける預金通貨の流通面と、この二つの通貨流通面が、相交錯しない平行平面となつて居つたのであるが、大東亞戰爭勃發後は、匯割制度が新轉帳制度となり、且つ、匯割が現金と交流し得ることとなつたため、平行平面をなして居つた現金通貨の流通面と、預金通貨の流通面とが同一平面の上にあることとなつたのである。

そしてかゝる統合的な通貨流通面が構成せられるがために、舊法幣の流通禁止、敵性銀行の接收または管理、中國側銀行の指導、交換制度の確立、中央儲備銀行の中央銀行性の強化等が行はれたのである。こゝに、これらの上海金融界の變貌の跡を、發生的に展覧することにする。

二 大東亞戰爭後の上海金融機關

昭和十六年十二月八日大東亞戰爭の勃發と共に、上海の共同租界には、直ちに皇軍が進駐しこれを接收すると共に、敵性金融機關も亦接收若しくは管理せられた。そして、日本側銀行も、非敵性外國銀行も、中國側の銀行錢莊もこの戰爭勃發による急激なる經濟界の變動に備へて、一時、その營業を停止するものが多かつた。

併しながら、その後、日本側に於て、非敵性外國銀行及び一般中國側銀行が、米英銀行に預けて居る預金を見返りとして、これらの銀行に對し、正金銀行より同額の特別融資をなすこととし、また後述の如き、中國側銀行錢莊の轉賬制度の改良等により、この緊急状態に對應することを得しめたから、早くも十六日に至つて、敵性銀行を除くすべての銀行錢莊の營業は再開を見るに至つた。たゞ、敵國人及び敵國商社工場は、非敵性銀行に於ける預金たると中國側の銀行錢莊に於ける預金たるとを問はず、その預金拂戻に制限を附けられた。また、中國側銀行錢莊も預金引出に一定の制限を附けることとなり、預金の制限額以上の引出には、撥款單を以てすることとなり、これを以てすれば無制限に拂戻することが出来ることとし、各々その營業を再開した。(預金の引出制限のことは、後段に於て述べる)。

従來、上海に於ける國際金融爲替市場の中心となつて居た米英側銀行は、大東亞戰爭と共に皇軍のため接收せられた結果として、前述の如く、これら敵性銀行に有してゐた中國側銀行の勘定は、我が横濱正金銀行に於て受け継ぐこととなし、それによつて、正金銀行が中國側銀行に對する親銀行たるの地位を獲得し、同時に従前の外國銀行公會も改組せられ、その手形交換は香上銀行より正金銀行に移り、會長には正金銀行の上海支店支配人が就任することとなつた。¹⁾ それと共に租界内銀錢業同業公會は、儲備銀行擁護の誓約をなすなどにより、中央儲備銀行の中國側の銀行錢莊に對する支配力が増進した。かくて、上海金融界は、正金銀行を中心とする日本側銀行

1) 日本銀行調査局、東亞經濟事情 12號、13頁

2) 東洋經濟、2039號、13頁

と備備銀行との協力を基礎とする金融機構が構成せらるゝこととなり、戦前に比べて、著しく異つた様相を呈するに至つたのである。

備備銀行は、この間にあつて、時日の進展と共に益々その金融統制力を強加することとなり、殊に民國三十一年(昭和十七年)八月二十一日、公布せられ即日實施せられた「金融機關管理暫行辦法」は、愈々この傾向を顯著ならしめたものである。この辦法は、當分の間、江蘇、浙江、安徽三者に適用されるものであつて、その要旨は、一、今後新設さるゝ金融機關は財政部の許可を要すること、二、既存金融機關の名稱、組織、資本金、業務等の變更は財政部の許可を要すること、三、金融機關は、その預金支拂準備金を中央備備銀行に預金すべきこと、四、差金取引、買占買溜めその他投機資金貸出の禁止、五、自己使用の目的以外に於ける動産不動産所有の禁止、六、公益上必要と認めたるときは、金融機關の業務に關し、財政部は必要なる命令を發し得るといふのである。いま、その全文を掲ぐれば次の如くである。

財政部金融機關管理暫行辦法¹⁾

第一條 本辦法の金融機關とは、その名稱の如何を問はず、左の各項に掲ぐる業務を營むものを指す。一、預金の受入、二、金錢の貸付または手形の割引、三、爲替取引

第二條 本辦法施行の際、現に業務を營む金融機關は、左記事項を記載したる届書に、定款を添へ、本辦法施行の日より一月以内に、財政部宛提出し登記を補正すべし。

一、名稱、二、組織、三、總資本金、拂込資本金並にその出資者氏名、四、店舗の所在地、五、營業の範圍、六、資産負債表、七、代表者及び重要職員の住所氏名。

第三條 本辦法施行後、金融機關を設立せんとするものは、左記事項を記載したる申請書に定款を添へ、財政部に提出し、その認可を受けたる後、之を登記すべし。

一、名稱、二、組織、三、總資本金、拂込資本金、四、店館開設豫定地、五、營業の範圍、六、營業の目論見書、七、存立年限、八、創辦の住所氏名

第四條 金融機關は、左の場合に於ては、財政部の認可を受くべし。

一、名稱の變更、二、組織の變更、三、總資本金及び拂込金の變更、四、營業所の新設または資格變更、位置變更または廢止、五、合併、業務の廢止または解散、六、定款の變更

金融機關の代表者及び重要職員の就任又は退任はその都度財政部に届出づべし

第五條 金融機關は、毎營業年度終了後三ヶ月以内に、營業報告書、資産負債表、財産目録及び損益計算書を作成し、これを財政部に提出すべし。

第六條 金融機關は、別に定むるところにより、預金支拂準備金として、中央儲備銀行に預金すべし。

第七條 金融機關、慣習による一般の休日以外に、臨時休業をなしたまたは支拂停止をなしたるときは、遅滞なく財政部に届出づべし。

第八條 金融機關は、左に掲ぐる資金の供給のため、貸出その他資金の融通をなすことを得ず。

一、有價證券その他商品の清算取引資金。

二、買占め買溜め、その他投機を以てする物件の購入資金。

金融機關は、自ら投機取引を爲すことを得ず。

第九條 金融機關は、營業のため必要な物件を取得し、または債務辨済による擔保物件を引受くる場合のほか、動産（證券を除く）または不動産を所有することを得ず。

第十條 金融機關は、左の各號に掲ぐる業務のほか、他業を兼營することを得ず。

一、證券の應募引受または賣買、二、倉庫業または保護預り、三、他の金融機關の代理、四、金銭出納事務の代理。

第十一條 財政部は、公益上必要と認めたるときは、金融機關の業務に關し、命令を發することを得。

第十二條 財政部は、何時にても、金融機關をして、その業務に關する報告をなさしめ、または必要と認めるときは、帳簿、書類の提出を命ずることを得。

第十三條 財政部は、何時にても、金融機關の業務及び財産の狀況を檢查することを得。

第十四條 前二條の規定による事項は、必要なる場合、中央儲備銀行に委託して、これを處理せしめることを得。

第十五條 金融機關が銀行公會、錢業公會またはその他の公會を組織せんとするときは、財政部の認可を要す。

第十六條 前二條による届出または第三條による認可を受けずして、第一條に規定する業務を營みたる者、またはその代表者若しくは重要職員は、五萬元以下の罰金または拘役に處す。

第十七條 金融機關が法令定款若しくは財政部の命令に違反しまたは公益を害す可き行爲をなしたるときは、財政部は、その業務の停止、代表者若しくは重要職員の解任を命じ、または營業認可を取消す事を得。

第十八條 左の場合においては、代表者または重要職員を一萬元以下の罰金または拘役に處す。

一、業務報告書の不實の記載その他の方法により官廳または公署を偽匿したるとき。

二、本辦法による検査に際し、帳簿書類の隠蔽、不實の申出、その他の方法により検査を妨げたるとき。

三、第四條乃至第十條及び第十五條の規定に違反したるとき。

四、本辦法に基く命令に違反したるとき。

第十九條 本辦法は公布の日よりこれを施行す。

中央儲備銀行が、中央銀行たるの實を備へるためには金融機關特に銀行に對して、金融の緩急を操作するの地位に立たなければならぬ。金融機關管理暫行辦法に於て預金準備の集中を命じたるは、この目的に出づるものである。九月十八日に公布施行せられたる同辦法施行細則によれば、定期預金及び特別當座預金については、その百分の五以上、當座預金については、百分の十以上、いづれも毎月末日現在高により、その翌月末日まで、中央儲備銀行に於ける準備勘定口に預け入れなければならぬ。また、債務の辦濟として、擔保物件の引渡を受けたるときは、それを一ケ年以内に處分して換金をなし、資金を充實しなければならぬ。その施行細則を次に掲げる。

金融機關管理暫行辦法施行細則

第一條 金融機關は、次に定むるところにより、その支拂準備金を、中央儲備銀行における準備勘定口に預金すべし。

一、定期預金並に特別當座預金についてはその百分の五以上

二、當座預金については、その百分の十以上。

前項各號の預金は毎月末日現在により之を定め、その支拂準備金の預金は毎翌月末日迄にこれをなすべし。

第二條 金融機關は債務の辨濟として、擔保物件の引渡を受けたる場合には、動産(證券を除く)たると不動産たるを問はず、一ケ年以内に處分すべし。

第三條 金融機關管理暫行辦法施行前より、同法第十條に掲ぐる以外の業務を兼營する金融機關は、本令施行後一ケ年内に當該業務を清算すべし。

第四條 金融機關管理暫行辦法第五條により作成したる營業報告書、資産負債表、財産目錄及び損益計算書は、中央儲備銀行を經由し、財政部に提出すべし。

第五條 金融機關管理暫行辦法第十二條による金融機關業務に關する報告の徵求は、當分の間中央儲備銀行に委託す。

第六條 財政部は、金融機關より帳簿書類を提出せしむる必要ありと認めたるときは、提出せしむ可き帳簿書類の種類件名その他の要項を指定し、中央儲備銀行にこれが處理を命ず。

第七條 財政部は、金融機關を實地検査するの必要ありと認めたるときは、検査すべき金融機關の商號店舗並に検査事項を指定し、その施行を中央儲備銀行に命ず。

中央儲備銀行は前項實地検査を了したるときは、詳細且つ安全なる報告を財政部に提出すべし。

第八條 本細則は公布の日よりこれを施行す。

從來中國の金融界に於て支配的地位を占めてゐた中國銀行及び交通銀行の兩行は、九月に至り、重慶との關係を斷絶すると共に、それぞれ儲備券を資本金とする純商業銀行として更生することゝなつた。この兩銀行は民族新式銀行として最古の歴史を有し、中國銀行は國際爲替業務、交通銀行は國內實業の發展を主要業務とし、中央銀行と共に、謂はゆる三大政府銀行として、複合的なる中央銀行的な組織を構成し、經濟金融界に大なる信用を保有し、奥地に於ては兩行が獨占的に業務を行つてゐたと言ふも過言ではなき程、民間の經濟界に甚だ深き關係を有してゐた。かゝる地位にある兩銀行が、中央儲備銀行の兩翼として活動するに至りたることは、「金融機關管理暫行辦法」の實施と共に、中央儲備銀行をして中央銀行としての金融統制力を強加せしめるものと言ふことが

出来る。

併しながら、いま、支拂準備金が、儲備銀行に預け入れられる等のごとにより、儲備銀行の金融統制力が強加されたるの隙に於て、在來中國の金融界に於けるギルド的な聯合準備制度として、金融調節と手形交換とを行へる銀行業聯合準備委員會や錢業準備庫を中心とする金融機構に對し、中央儲備銀行は如何なる關係に立つこととなるか、といふことが、實際上重要な問題となる。この聯合準備制度は、從來、中・中・交の重慶側三政府銀行と民間銀行との中間に介在し、近代的な中央銀行が果すべき職能の一部を負擔し、發券の權限はなかつたが、同業匯割額用制度により、資金の創作とその調節をなして來たものである。また、後段に述ぶる所の轉匯制度も、この聯合準備制を基礎とするものである。それは、中國側金融機關に於ける相互的、自衛的なる金融機構として、從來特に金融恐慌の場合に際し、その機能を發揮し、中國の金融界に特殊的な色彩を與へてゐたものである。かゝる役割を演じ、かゝる機能を盡して居つた聯合準備制度を、いま、中央銀行中心的なる機構に改組して中國の金融界に何等の支障をなからしむるには、相當の工夫と準備とを要するものと云はなければならぬ。

この問題に關し、九月十日の上海よりの通信によれば、上海銀錢業聯合委員會に於て、財政部の管理金融機關暫行辦法公布後、各銀行錢莊の預金保證準備金の中央儲備銀行への預け替へに關して、圓滿安結を見るに至り、管理金融機關暫行辦法實施細則の公布と、同時に實施されることとなつたと報じてゐる。しかし、その具體的な事實は明白でないから、如何なる態様を以て聯合準備委員會と中央儲備銀行との關係が調整されるかは未だ知るところではない。

三 舊法幣の沒落と儲備券の普及

大東亞戰爭勃發後の上海の金融界

第五十五卷

五一九

第五號

二七

大東亞戰爭勃發後、米英の相次ぐ敗北により、舊法幣の不安が深刻化し、民國三十一年(昭和十七年)三月に入つてからは、軍票相場の昂騰が愈々著しく、殊に三月九日、正金銀行が軍票の建値を儲備銀行券に限定することとなつたがため、舊法幣の不安は益々深刻となり、遂に三月三十日、國民政府の修正整理貨幣暫行辦法の公布を見るに至り、ここに、中央儲備銀行發行の儲備券(新法幣)と舊法幣との等價關係は全く離脱することが聲明せられるに至つた。その辦法及び布告は次の如くである。

錢壹字第一號 整理貨幣暫行辦法第三第四第六條修正に關する布告

第三條 民國二十四年十一月三日頒布の新貨幣法令の規定するところの各種法幣(以下舊法幣と稱す)は特別の情形を有するものの外は暫時流通を許可す。

第四條 中央儲備銀行はその發行する法幣を以て現在流通せる各種舊法幣を回收し幣制の統一を促成するを得。

第六條 すべて人民の租税の納付その他政府に對する支拂は、一様に中央儲備銀行發行の法幣を行使すべし、但し財政部の命令による特定のものゝは暫く舊法幣の使用を許す。

本辦法は中華民國三十一年三月三十一日より實施す。

三月三十日布告

一、中央儲備銀行發行の兌換券と各種舊紙幣との等價流通規定は、民國三十一年(一九四二年)三月三十一日より、これを廢止す。

二、總て現在市中に流通せる各種舊紙幣は、特別の事情あるものゝ外、なほ暫くその流通を許す。

三、總て民國三十一年三月三十一日以前に署名締結せる契約にして、特約あるものゝ外、舊紙幣を以て計算して支拂をなすものとす。

但し中央儲備銀行本店の受渡方法については、同行に於て別に之を定む。

その後、米英勢力の東亞諸地域よりの敗退は、重慶政權の孤立化を招き、舊法幣は益々暴落の一途を辿り、遂に、五月二十七日、南京國民政府は、舊法幣の法的通貨性剝奪の聲明を發するに至り、六月一日附の財政部布告

1) 經濟研究第三卷第十一期一頁
2) 同上二頁、同上三二頁
3) 國際バンフレット通信第四百二十五號一三頁
4) 國際バンフレット通信第四百二十五號一三九頁

を以て、先づ蘇、浙、皖、南京、上海地區に於て六月八日より中央儲備銀行券のみを法幣と認め、舊法幣は財政部長の定めたる場合の外、正式の使用を認めず、舊法幣二に對し一の割合を以て、中央儲備銀行券と交換することを命じた。

その布告は次の如くである。

財政部布告

近年舊法幣の數額日に益々多きを加へ、金融はその平衡を失ひ、物價は益々動搖するが故に、本部は本年三月末應急措置を辦じ、新舊法幣等價流通の規程を廢止したり。然れども、舊幣の低落はその後益々顯著にして、ために民心動搖し、經濟安定せず。遂に中央儲備銀行券による通貨統一を推進するに非れば效を收むるなし。依つて今回本部は先づ蘇、浙、皖、南京、上海地區に於て六月八日を期し、斷乎左の措置を實施することとし、これがため必要なる法的措置を執れり。

一、爾今中央儲備銀行券のみを法幣と認め、舊幣は特に本部長の定めたる場合の外、これが正式使用を認めず。

二、舊法幣は政府に於てこれを回收するため、舊法幣二に對し一の割合を以て中央儲備銀行券と交換す。但し中央儲備銀行券との交換に代へ、國債と交換し、又は銀行に對する預金となさしむることあるべし。交換すべき舊幣は中央銀行券、中國銀行券及び交通銀行券(券面に上海以外の地名の記入あるものを除く)とし、舊法幣補助券は交換せず、當分の間同一額面の中央儲備銀行補助券の半價を以て流通せしむ。

三、前項の交換に伴ひ交付すべき國債については、正當なる事由あるときは中央儲備銀行に於て、額面による擔保貸をなすのみならず、政府は別にこれが整理のための特殊會計を設け、計費的にして且つ速かなる償還を期す。

四、現存の舊幣建債權、債務は舊法幣二に對し一の割合を以て中央儲備銀行券建に改められたるものと見做し、且つ舊法幣建の新規契約は今後一切これを無効とす。

五、舊法幣の和平地區外より和平地區内の搬入については、爾後嚴重にこれを取締ることとす。右により舊法幣の法的通貨性を剝奪するは、中央儲備銀行券による幣制の統一を促進せんがためなり。

舊法幣を中央儲備銀行券と引換ふるは、同時に舊法幣所有者を保護する辦法なり。今各人士その持するところの舊法幣を政府に提供し、中央儲備銀行券の交付を受くるは、獨り政府の幣制統一に協力、經濟安定に效あるに止まらず、亦以て自らの財産を

保護する所以なり。各界人士宜しく政府の意のあるところを察し、聰明悔を残さざるの措置に出づべし。右については本日整理舊法暫行辦法の適用方に關する辦法、整理舊幣條例、民國三十一年金融安定公債條例、民國三十一年金融安定公債特殊會計辦法を公布し、政府公報、財政部公報を以て刊布せるも、特に茲に布告して周知せしむ。

かくて、舊法幣の回收が實施せられ、七月十四日には英米貨その他の敵性通貨及びこれを基準とする一切の取引の禁止が布告せられ、次いで七月二十八日には儲備券の信用確立のため、日本銀行より中央儲備銀行に對し一億圓の借款を與ふるの契約が成立し、かくて儲備券の基礎益々固まり、上海に於ける通貨はこの新法幣と軍票の二種となつた。

四 制限預金と現鈔預金

昭和十七年十二月八日、大東亞戰爭勃發當日、中國側銀行は、營業したのもあり、また、休業したのもあつたが、九日午前開店後一時間程經たるとき、工部局より停業命令があつたから、一齊に休業することとなつた。次いで、同日、工部局は、我が當局の意を享けて、中國側銀行に對して預金の引出制限を命令した。よつて、同日夜、中國側の銀行と錢莊とは、雙方の同業公會聯席會議を開催して「上海銀錢業營業暫行辦法」を議定し、十日より實行することとなつた。謂はゆる新轉帳制度は、この辦法によりて、考案されたものであつて、預金の引出制限に對處するために、制限外の支拂には「撥款單」を用ゐることとするのである。撥款單といふは、銀行同業公會聯合準備委員會または、錢業同業公會聯合準備庫宛の小切手のことである。この轉帳制度は、預金引出制限に對處する方法であると共に、この金融危機の切り抜け策ともなり、且つ上海の金融機構を一變せしむるものとなつた。この新轉帳制度は中國側金融業者の自發的實行に依るもので、我方當局の指令または勸奨に基くものではない。この辦法は次の如くである。

上海銀錢業の營業暫行辦法

一、銀行、錢莊の營業時間は、休日を除き、毎日、午前十時より午後一時迄とす。土曜日も亦同じ。
二、當座預金は、一口につき三日間を通じ、現金紙幣(現鈔)五百元までを受取ることを得る所の暫行辦法にて處理す。それ以上の金額については、撥款單にて支拂ふを得。
三、各預金者が工人の給料支拂のためにする拂出は、三日につき、平均一人當り現紙幣廿元を受取ることを得る所の暫行辦法にて辦理す。

四、定期預金は、満期の時、繼續して定期預金とするもの、外は、元利を先づ當座預金に振替へ、第二項の方法に依り處理す。擔保貸付は、一口につき一千元を限度とし、預金二千元以下のものに對しては、その半額を以て限度とす。

五、預金者は、繼續預金たると新設預金たるとを問はず、現紙幣にて預け入れたる場合には、その支拂は現紙幣を以てし、暫行辦法の制限を受くることなし。

六、預金者が各種の手形を預け入れたるときには、その引出の場合、一律に撥款單にて支拂ふものとす。

七、民國三十年十二月八日以前振出の長短期本票は、すべて撥款單を以て支拂ふ。右暫行辦法は市場が正常の状態を回復したる際に公告を以てこれを取消す。

右の聯席會議に於ては、更に小切手面上の捺印に關して、次の如くに定められた。

(イ)、民國三十年十二月八日より、各行莊がその當座預金者に發給する支票には、一枚一枚の支票面上に「此票祇准轉賬」或は FOR TRANSFER OF ACCOUNT ONLY. の字樣の印を捺す。

但し預金者が三十年十二月六日以後に預け入れた現紙幣については、何れも預金者が上述の捺印を塗銷し、簽章證明することにより、現紙幣を受取ることを得るものとす。

(ロ)、聯合準備委員會の各往來行莊が、委員會の「割頭支票」を振出す場合には、その金額の受拂は、暫く轉賬に限るべく、且つ該支票の票面上に「此票祇准轉賬」の字樣の印を捺すべし。

中國側銀行代表は、更に十三日、我財務官事務所に參集して協議したる結果、次の決定を行つた。

一、來る十六日より、匯割に依る拂出は無制限に應ず。

二、現金による拂出は、當分三日間につき、個人預金拂出は、法幣五百元、雇入の賃銀支拂用の拂出は、一人當り廿元の制限を繼續す。

三、但し従業員の賞與及び俸給の支拂に必要な現金は銀行と預金者との協議に依り支拂ひ得ることとす。

これと共に中國側銀行は、我方當局の方針に協調して、更に次の如き申合を行つた。

一、思惑資金の貸出は抑壓すること。

二、軍票の思惑投機は絕對に行はざること。

以上が、開戦當初に於て、預金引出制限に對處するために、中國側金融機關に於て實行したる處置である。この處置に於ては、十二月八日以後、銀行錢莊が當座預金者に小切手帳を渡すときには、各葉の小切手面に、「此票祇准轉帳」と捺印したものを渡すことになつて居る。従つて、預金者にして現金にて受取らんとするものは、この捺印を塗銷し、簽章證明せしむることになつてゐることは、辦法に定むる如くである。併し、預金者は、通前に交付を受けた小切手帳をもつて居る。この小切手帳を用ふる場合には、制限内は現金にて支拂はれ、制限外は撥款單にて支拂はれるのである。例へば三、五〇〇元の小切手を振出したとすれば、彼は銀行より、三日を從じて五〇〇元迄は現金(法幣)にて受取り、他は撥款單にて支拂はれ、その旨を小切手の裏に記載し、署名捺印するのである。そして、右いづれの場合に於ても、現金(法幣)を受取り得るのは、預金者本人に限られる。小切手が第三者の手に渡り、その支拂を銀行が行ふ場合には、全額が撥款單で支拂はれるのである。

右に述べたる所を要約すれば、

第一に、預金引出の制限すなはち封鎖預金の發生である。そして中國側の銀行錢莊に於ける預金は全部封鎖せられ、一定の限度内に於て法幣を以てする引出が許される。これは混亂による取付の防止を目的としたのである。

新制度下に於ける當座預金の法幣に依る引出制限を、従前のものと比較するに、その制限は寛大である。これはその後には於ける物價騰貴が考慮せられたものであらう。すなはち新制度に於ける現金引出の可能限度は、三日に五〇〇元であるが、舊制度の下に於ては、これより嚴重であつた。民國二十六年八月の非常時期安定金融辦法に於ては、一週間に五〇〇元であつた。ゆゑに新轉賬制度の下に於ては、舊制度の場合に比較して、上海金融市場の封鎖資金は、比較的急速に法幣資金に變り得る可能性がある。

第二に、十二月十日以後の法幣預金は、無制限に引出し得るのであつて、これにより法幣の銀行錢莊への還流を計り法幣の退藏を防止せんとするのである。封鎖預金は時日の経過と共に法幣にて引出され終るのであるからこの引出されたる法幣を再び預金に轉せしめ、次第に上海金融界を法幣經濟の常態に復せしめんとするのである。

第三に、轉賬制度の創設であつて、封鎖預金の引出制限以上の引出が、撥款單を以て行はるのである。この撥款單は、原則として現金(法幣)を以て決済せられないもので、たゞ銀行業聯合準備委員會並に錢業聯合準備庫に於ける各銀行錢莊の預け金勘定の付替によつて決済せられるのである。

これらの結果として、従來、中國側銀行錢莊には、預金及びそれに對して振出さるゝ票據(小切手)に、三種のものがあつたのであるが、それが、整理せられて二種のものとなつたのである。

大東亞戰爭以前に於ける上海の中國側銀行錢莊の預金には、一、法幣預金、二、制限預金、三、匯劃預金の三種があつた。法幣預金といふは、法幣若しくは法幣票據を以て預け入れた預金であつて、法幣を以て自由に引出

し得るものである。制限預金といふは、民國二十六年の非常時期安定金融辦法、若しくは、民國二十八年の新安定金融辦法によりて、現金たる法幣を以て引出すには一定の制限があり、その制限以上は、匯割を以てでなければ、引出すことの出来ない預金である。匯割とは、後に述べる如く、現金を以ては決済せられず、そのままに預金としなければならぬ手形のことである。匯割預金とは前二種の預金にして、匯割を以て拂出され、その匯割が預け入れられて、預金となつたもので、且つ匯割を以てなければ、引出し得ないものである¹⁾。

然るに、前述の營業暫行辦法の實施は、自ら、この三種の預金を、すべて新らたなる制限預金の一本として仕舞ひ、その後の現金を以てする預金と、別個の取扱となつたから、結局、現鈔預金と劃頭預金との二つとなつたのである。前者は、無制限に自由に現金を以て引出され得るものであり、後者は、前述の匯割預金と實質を同じくし、撥款單のみを以て拂渡さるゝものである。従つて、預金を移轉する撥款單その他の手形小切手にも、現鈔と劃頭との二種が生ずることゝなつた。

劃頭といふは、戦前中國に於て當日現金を以て支拂はるゝ支票(小切手)を意味したのであり、匯割と言ふは、前述の如く、これに反し現金化せざるものであつて、たゞ手形交換を経て銀行業聯合準備委員會に於ける同業預金の振替によつて決済されるものであつた。然るに、大東亞戦争後、匯割の名稱が消滅し、戦前に於ては當日現金を以て支拂はれたる劃頭が、性質一變して戦前の匯割の性質を帯ぶるに至り、現金を以て支拂はるゝことなき手形となつたのである。

五 新轉賬制度

新轉賬制度 (Transfer Dollar System) は、前述の營業暫行辦法の實施方法として生れたものである。この制度

1) 拙著、支那に於ける金融の特殊性、48頁

は大體従前の匯割制度と同様であるが、その主たる差異を述べれば次の如くである。

従前の匯割制度に於ては、封鎖されたる當座預金の振替手段は、銀行錢莊自らが振出す所の本票(約束手形)或は支票(小切手)であつたのが、新轉賬制度に於ては、銀行聯合準備會或は錢業準備庫宛の支票であつて、その決済はそれらに於ける銀行錢莊の預け金を以てする口座間の振替によつて行はれるのである。次ぎに舊匯割制度の時代には、匯割は外貨轉換性をもつて居ないが、法幣は外貨轉換性をもつて居つたから、この二種の通貨は、この點に於て機能を異にして居たが、新制度では、法幣も既に外貨轉換性を缺いてゐるのであるから、兩者の機能上の相違は消滅した。舊匯割制度は、その當時の預金たる資金より外貨轉換性を奪ひ、以て資金の海外逃避を防止することを、その重要な作用としてゐたのであるが、新制度の下に於ては、預金封鎖による經濟界の混亂を防止せんとすることを、その主たる任務とするのである。

更に、新轉賬制度は、謂はゆる同業匯割の領用制度を廢止した。従前の匯割制度に於ては(民國二十八年六月以來)銀行業同業公會聯合準備委員會並に錢業準備庫の各加盟銀行錢莊は、上海銀行業同業公會聯合準備委員會に對して、一定の財産を提供し「同業匯割」を領用し、それをそのまま聯合準備委員會に於ける彼等の匯割當座預金として預け入れ、それを同業匯割の決済資金としてゐたのである。然るに、その所謂「領用同業匯割」は民國三十年(昭和十六年)十二月十二日限りを以て、一律に劃頭を以て全部返済せられ、各銀行錢莊の提供せる領用匯割擔保品も亦全部返却された。²⁾この領用同業匯割制度に代つて、如何なる制度が設置されたかは不明であるが、若し、前述の如く各銀行錢莊が擔保財産の提供を基礎として、相互負債の機構により資金を創出する方法を停止したとすれば、こゝに、また、舊匯割制度と新轉賬制度との間に著しい差異がある譯である。尤も民國三十一年

1) 拙著、支那に於ける特殊通貨の研究40頁以下參照
2) 銀行週報、第二十六卷、第三四期合刊—上海金融3頁

六月一日に上海銀行業同業公會聯合準備委員會は辦理各行莊拆放事宜暫行辦法を施行し、銀行錢莊は一定の財産を提供して、聯合準備委員會より拆借することを得ることとしたが、その拆借期間は僅に十日と定められたから、これはコールローンの的な資金の創作に過ぎないものである。

舊匯割制度の下にありては、票據に劃頭票據と匯割票據とがあり、後者は「同業匯割」(INTERBANK SETTLEMENT ONLY)の捺印があつた。然るに、現行の轉匯制度に於ては、票據は、全部劃頭票據であつて、そのうち「現鈔」(CASH)の捺印あるものは現鈔(法幣)票據であり、他は「此票祇准轉匯」(FOR TRANSFER OF ACCOUNT ONLY)または「TRANSFER DOLLAR」の捺印のあるものも、この捺印のないものも、すべて新劃頭票據である。匯割票據と匯割預金は現在既に消滅し、前述の如く、劃頭預金と劃頭票據とになつたのであるが、その意味は、戦前のそれと根本的に異なるものとなつたのである。

新轉匯制度の採用と共に、從來用ひ慣れたる「匯割」なる言葉の代りに、これも元から用ひられて居つた「劃頭」なる言葉が専ら用ひらるゝやうになつた。元來は、匯割は主として交換によつて決済せられる手形で、特に現金拂を請求する者には期日の翌日に支拂はれるものであり、最近には、現金にては全く支拂はれないものとなつた。そして、劃頭は期日の當日に於て現金拂のものであつた。然るに新轉匯制度に於て、この劃頭が、現金を以て支拂はれないものとせられ、全く、最近の匯割と同じ性質のものとなつたから、匯割なる名辭が廢止せられ、専ら劃頭なる言葉が用ひられることとなつたのである。「劃頭原本爲當日支現之支票。今既改爲匯割性質。而將匯割之舊名義取銷。即劃頭與舊時之匯割無別」。然るに、一般の世間に於ては、久しく慣用されたる匯割といふ言葉は、相變らず用ひられ、新轉匯制度も新匯割制度といふものがある。併し、「匯割なる名稱は匯割總會なる言葉

に於て使用されるだけであつて、今や上海金融用語からは抹殺されてしまつた點を注目すべきである。故にこの新らしき制度を匯割制度と呼ぶのは正しくなく、むしろ轉帳制度又は割頭制度と言つた方がよいのである。¹⁾

この新轉帳制度と關聯して、昭和十七年一月七日より、日本側銀行も割頭預金勘定を開設することゝなつた。²⁾ この場合に於て、(イ)該預金の受入は、日本人たる顧客が自己の取引に付き、受取りたる匯割手形(正しく言へば割頭手形のこと、以下同じ)を以てする場合に限るのであつて、その拂出は匯割手形を以てするを原則とするが銀行の都合に依り現金を以てすることが出来る。(ロ)顧客が匯割預金の拂出を求むるときは、日本側銀行は、聯合準備會宛自行の匯割手形を振出して、交付する。(ハ)本邦銀行は匯割の需要者に對し、自行の聯合準備會宛匯割小切手を賣渡す、(ニ)顧客が匯割預金勘定の現金拂出を受けんとする時は、豫め當該本邦銀行より財務官に申請し許可を得るを要する。但し一ヶ月を通じ五千元以下の場合には許可を要せざること、が規定せられた。

かくて、日本側も割頭を受入るゝことを得ることになり、一定の制限の下に割頭預金の現金化の便宜も與へられ、日華間の取引の圓滑に資することゝなつた。

舊時に於ける匯割と同様、割頭は制度上、現金(法幣)に交換し得ないのであるが、實際上、貼現(割引)によつて、現金化し得る途が開かれてゐる。大東亞戰爭勃發の當初、その割引率は甚しく大であつたが、漸次上海金融市場の安定と法幣資金の漸増とにより、下落しつゝある。銀行週報は「大勢の趨くところ、現鈔(法幣)を携帯するは厄介であり危険も多い上に、現鈔が遂には市場に多數流入するであらうから、將來は割引が消へ、甚しきに至つては、割頭に却つてプレミアムが附くこともあり得ることである」と言ふ。舊匯割の時代にも、かゝるプレミアム現象が一時見られたのであるが、舊匯割と新割頭とは、その金融的環境(主として現金轉換性に相違があ

1) 大陸新報、昭和十七年三月二十九日、宮下忠雄氏上海金融新體制の問題
2) 日本銀行調査局、東亞經濟事情、第十二號—21頁
3) 銀行週報、第二十六卷、第一期第二期合刊、上海金融

るから、その點は疑問である。

なほ、割頭預金の現金化に關し、銀行業聯合準備委員會にも、その權限が附與されて居るやうであつて、日本側銀行の現金化の權限と共に、それを通じて、財政部が貼現率の統制もなし得るやうである。この點に關し、銀行週報は次の如く報じてゐる。

「本市の割頭票據の割引率が連日激騰し、最高毎萬元につき一千五百元である。すなはち現鈔(法幣)一萬元と割頭一萬一千五百元と換へ得る。銀行業聯合準備委員會は、割頭の割引率の再騰に鑑み、同業の需要を調節するため、再び現鈔を供給することに決定した。錢莊方面は、銀行業聯合準備委員會が錢業準備庫に供給し、別に各錢莊に直接には供給しないけれども、凡ての銀行業聯合準備委員會の往來銀行は、均しく左記の日時に該會所定の毎會引換數量に照して、割頭往來戶轉帳聲請書或は支票を提出し、該會に向つて現鈔との等價引換を請求することが出來、該會は各銀行の現鈔口座に記帳することとなつた。その日時は、第一次、五月二十五日より三十日まで、第二次六月一日より十日まで」である。

以上の如く、割頭も現金化の餘裕が置かれてゐるのであつて、この點に於ても新轉帳制度は従前の舊匯割制度と異つてゐる。

六 手形交換制度の變遷

上海の新式銀行間には、もと、手形交換機關なく外灘銀行や、匯割總會を通じて、手形交換がなされてゐたのであつたが、民國二十二年に初めて手形交換所(票據交換所)が設立せられ、上海銀行業同業公會聯合準備委員會に附設せられることとなつたのである。交換所成立當初に於ては、そこに於て交換決済せられるのは、新式銀行間に於て受渡する手形小切手に限り、銀行と錢莊間及び銀行と外灘銀行間の手形は従前通りであつた。それが民國二十四年六月より、銀行業聯合準備委員會と錢業聯合準備庫との仲介のもとに、兩者間に於て一括して相殺振

替が行はるゝこととなり、民國二十八年より、上海銀錢業票據集中交換辦法により、錢業準備庫が聯合準備委員會の票據交換に加入して、錢莊、銀行間の手形の集中交換がなされることとなつたのである。

かくて、上海に於ては、統一的な近代式手形交換制度が、漸次完成に近づき、その採用する方法も日本の如く定時に於ける清算(クリヤリング)を採用し、その差額が帳簿上の付替によつて決済されてゐたのであるが、大東亞戰爭勃發の約三ヶ月前、このクリヤリングの方法が改められて、聯合準備委員會によるコレクション(代收)の方法に變更されたのである。それは、上海銀行業聯合準備委員會變更票據交換制度辦法十五條に規定されたのであつて、従前の交換銀行及び委託代理交換銀行の區別を廢し、一樣に特約往來銀行となし、各特約銀行は舊時に於けるが如く、票據交換所に定時に會することなく、各別に聯合準備委員會に、謂はゆる代收を委託して、聯合準備委員會に於ける各自の預け金間の振替をして貰ふ仕組である。

すなはち、手形決済の手續は、全部聯合準備委員會が擔任し、票據交換所が有名無實となつたのである。このやうに改められた理由として、「近來各種票據の數が日に増加し、清算手續の一致が困難となり、聯合會の事務方面も益々繁多複雑となり、票據交換についても、計算の時間、場所の面積に限度があり、簡單ならんことを求むるも如何ともなし得ず、手續の統一のため、倫敦交換所の常用せる交換制度を參照し、すべての票據交換を一樣に代收方法を以てする清算に改めた」とその辦法の前書きに載せてゐる。

その眞實の理由が奈邊にあるかは疑問であるが、この代收方法による手形交換制度は、大東亞戰爭勃發後再びクリヤリングの方法に復歸したのである。それは民國三十一年(昭和十七年)五月一日より施行の上海銀行業同業公會聯合準備委員會恢復定時票據交換制度辦法によつて規定せられ、コレクションによる交換方法が、再び定時

のクリアリングによる交換制度に恢復されたのである。

そして民國三十一年(昭和十七年)六月一日より、前述の如く、財政部布告を以て、上海地區に於ても六月八日より中央儲備銀行券のみを法幣と認め、舊法幣二に對し一の割合を以て、中央儲備銀行券と交換することが規定せられたのであるが、手形交換に關しても、中央儲備銀行券を本位となすこととなり、銀行聯合準備委員會は、舊法幣による現鈔及び劃頭の票據交換を停止し、中央儲備銀行建の票據交換をなすこととなつた。概略次の如し。¹⁾

- (一) 本會は、舊法幣現鈔及び舊法幣劃頭の票據交換を均しく六月一日より停止す。
- (二) 六月一日より、本會は中儲券劃頭票據交換を増辦す。
- (三) 六月一日より、交換銀行、委託代理交換銀行及び其他往來銀行錢莊が、五月三十一日以前の振出にかゝる舊法幣現鈔及び舊法幣劃頭票據を受入れたるときは、一枚毎に、二對一の割合を以て、別々に中儲券(すなはち中儲券現鈔)及び中儲券劃頭金額と換算すべし。而して換算せる金額を票據正面に紅色の數字を以て明記し、別々に交換或は委託代收に提出すべし。
- (四) 各銀行錢莊が、本會に有する法幣現鈔預金は、各行莊に於て、民國三十一年五月三十日限りの本會借方殘高を、六月一日、轉賬證書或は支票を以て二對一の割合を以て、中儲券金額に換算し、各當該銀行錢莊の從來より有する中儲券口座に振替へるべし。上述中儲券口座は中儲券現鈔口座とす。
- (五) 各銀行錢莊の本會に有する舊法幣劃頭預金は、各銀行錢莊に於て、民國三十一年五月三十日現在の本會借方殘高を、六月一日、轉賬證書或は支票を以て本會に送り、二對一の割合を以て中儲券劃頭金額に換算し、別に中儲券劃頭口座を開きこれを受入るべし。

なほ、錢業準備庫に於ても同様の規定が公布せられ、その票據交換が全部中央儲備銀行券建となつた。²⁾

七、 び す び

大東亞戰爭勃發以後の上海に於ける金融界の狀況は、略々、右に述ぶるが如くである。これを戦前の狀況と比較すれば、次の如き、變化をなしつゝあることが注意せらるべきであらう。

1) 銀行週報, 第二十六卷, 第十九、二十期合刊, 專載6頁

2) 銀行週報, 第二十六卷, 第二十一、二十二期合刊, 專載5頁

一、従前の「不付法幣」すなはち、現金化せざる匯割資金の流通と、現金の流通との、全く遊離したる二つの通貨流通面が、平行平面たる状態であつたのが改められて、現金通貨と預金通貨とが、同一平面上に相互交流する所の通貨流通状態となりたること。

二、現金化につき、古くは、翌日拂であり、近くは、不能であつた所の匯割なる制度が廢止せられたること。並びに、劃頭手形が現金を以て決済せられざるものとなりたること。従つて、匯割手形と劃頭手形とが、區別なきものとなり、名稱の上に於て、劃頭手形一種となりたること。また従つて、一般世間に於ては、久しく慣用せられたる匯割の言葉を以て、尙ほこの劃頭手形を呼稱せるため、二者は、事實上に於ては、同一物を名差す所の言葉となりたること。

三、ギルド的といはるゝ銀錢兩業同業公會の金融上に於ける機能と地位とが、中央備備銀行に移りつゝある傾向にあること。

四、手形交換の方法が、イギリス式のコレクション法を改め、我が國と同様のクリヤリング式となり、且つ従前、殆ど別々の交換組織をとつて居つた所の、中國側銀行、錢莊、及び外國銀行の三者の各團體が、相當密接なる關係に於て手形交換を行ふこととなり、略々、統一的なる交換組織が成立せんとするに至りたること。

五、各種各様の通貨が、整理せられ、軍票と、儲備券との二種となり、一八對一〇〇の交換比率に於て、大體價值基準が一元化したこと。

これら、五つの變化を大觀すれば、外貌と形式とに於て、上海の金融界は、殆ど、近代金融界の様相を備へんとしてゝあることが窺ひ知られるであらう。その中國的といはれる特殊な性格が、この近代様相の裡に、いかに働くであらうか？。吾等の注意すべきは、正にこの點にあるであらう。

—一七・一〇・六—